配当公告

北海道小樽市石山町一九番一三号
破産者　吉田　吉範

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十八年(フ)第一三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一三八、一一六、四〇五円

一、配当をすることができる金額
金七、七三五、八八一円

平成二十九年四月二十日
札幌市中央区大通西一四丁目北日本南大通ビル六階　破産管財人　中嶋　恭介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県西茨城郡岩間町大字安居五四番地の一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　柴沼　好則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
事務所茨城県水戸市五軒町一丁目三番一二号
相続財産管理人　弁護士　長野　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区上野二丁目一番地、最後の住所千葉県市川市奉免町五八番地の五
被相続人　亡　鶴岡　道雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
事務所千葉県船橋市本町一丁目二六番二号
船橋SFビル四階葛南総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岩井　浩志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市小谷田五六三番地、最後の住所千葉市若葉区みつわ台五丁目一八番二棟一〇七号
被相続人　亡　平野　輝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
事務所千葉県市中央区中央三丁目三番八号
オーク千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡田　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市豊科高家三九四七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　内田あやめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
長野県松本市蟻ケ崎五丁目三番三五号、事務所長野県安曇野市豊科田沢五四二六番地五
相続財産管理人　司法書士　小川原　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市神谷五七八番地、最後の住所静岡県富士市比奈一九〇三番地の四
被相続人　亡　鈴木　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
静岡県富士市今泉九丁目八―四一　二階
原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　原　孝至

平成二十九年四月二十日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号
マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横井　快太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市宮原四八六番地、最後の住所千葉県市原市宮原四八六番地
被相続人　亡　鈴木　利栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号
オーク千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡田　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市豊科高家三九四七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　内田あやめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
長野県松本市蟻ケ崎五丁目三番三五号、事務所長野県安曇野市豊科田沢五四二六番地五
相続財産管理人　司法書士　小川原　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市神谷五七八番地、最後の住所静岡県富士市比奈一九〇三番地の四
被相続人　亡　鈴木　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
静岡県富士市今泉九丁目八―四一　二階
原法律事務所
相続財産管理人　弁護士　原　孝至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宍粟市山崎町元山崎七一番地一、最後の住所兵庫県明石市魚住町金ケ崎一四八四番地の八三
被相続人　亡　安部健太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
兵庫県西宮市甲風園一丁目一〇番一号サテライトビル二　三〇一号
相続財産管理人　弁護士　福島　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市西条町御薗宇二六一九番地二、最後の住所広島県東広島市西条町御薗宇二六一九番地二
被相続人　亡　平内　徳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
広島市中区上八丁堀八番二六―四〇六号
相続財産管理人　司法書士　森原　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市金砂町平野山一二四番地二、最後の住所愛媛県四国中央市金砂町平野山乙六〇三番地
被相続人　亡　石川義美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
愛媛県四国中央市金生町下分八二一番地二
相続財産管理人　加地　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市上浦町甘崎二九二二番地、最後の住所愛媛県今治市上浦町井口三八六五番地一多々羅の里
被相続人　亡　藤原美江子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十日
愛媛県今治市大三島町宮浦五五四九番地
相続財産管理人　小笠原和也

第8期決算公告　平成29年3月29日

東京都荒川区東日暮里5丁目7番18号
デジタルテクノロジー株式会社
代表取締役　小林　浩利

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,119
	固定資産	328
	合計	2,448
負純資産及び部	流動負債	2,227
	賞与引当金	28
	固定負債	21
	株主資本	199
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	△0
	その他利益剰余金	△0
	（うち当期純利益）	(51)
	合計	2,448

第49期決算公告

平成29年4月20日
東京都練馬区北町2丁目38番15号
大宏興業株式会社
代表取締役　大木　茂治

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,268
	固定資産	1,763,485
	繰延資産	1,200
	合計	1,822,953
負純資産及び部	流動負債	178,154
	固定負債	484,578
	株主資本	1,160,221
	資本金	42,000
	利益剰余金	1,118,221
	（利益準備金）	(3,000)
	（その他利益剰余金）	(1,115,221)
	合計	1,822,953

（注）当期純利益　52,126千円

第3期決算公告

平成29年4月20日
東京都港区南麻布三丁目19番23号
オーク南麻布ビル
チャイナ・モバイル・インターナショナル株式会社
代表取締役　沈　衛　中

貸借対照表の要旨
（平成28年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	202,282,474
	固定資産	173,415,712
	資産合計	375,698,186
負純資産及び部	流動負債	123,907,399
	株主資本	251,790,787
	資本金	250,000,000
	利益剰余金	1,790,787
	その他利益剰余金	1,790,787
	（うち当期純利益）	(3,357,243)
	負債・純資産合計	375,698,186